

各位

E N E O S 株式会社

「電気需給約款」改定のお知らせ（2023年4月1日実施）（主要改定部分）

- 2023年2月15日付のお知らせ「「でんきサービス」における電気料金・サービス内容の変更について」にてご案内のとおり、2023年5月分から託送料金の上昇額を電気料金に反映する「でんきサービス」の料金改定を行うほか、2023年5月1日から一部サービス内容を変更することに伴い、各「電気需給約款」の内容を改定いたします（各電気料金プランにおける改定前後の電気料金単価につきましては、[こちら](#)をご確認ください）。
- 併せて、一部文言に関し文意の明確化を行うほか、必要となる条の繰上げ・繰下げおよび誤記載の訂正をいたします（主な改定事項は以下のとおりです。なお、改定前後の各「電気需給約款」（全文）につきましては、[こちら](#)をご確認ください）。

電気需給約款【myでんき版】（東北電力エリア） 【新旧対照表】

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|--|--|
| 電気需給約款【myでんき版】（東北電力エリア） | 電気需給約款【myでんき版】（東北電力エリア） |
| 第1条（適用） (1)～(2) (略) (3) 本約款は、 2022年11月1日 より実施いたします。 (4) 略 | 第1条（適用） (1)～(2) (略) (3) 本約款は、 2023年4月1日 より実施いたします。 (4) 略 |
| 第2条（本約款の変更） (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【myでんき版】（東北電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。 ①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合 ②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合 ③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合 ④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合 ⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合 ⑥その他当社が必要と判断した場合 | 第2条（本約款の変更） (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【myでんき版】（東北電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。 ①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合 ②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合 ③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合 ④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合 ⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合 ⑥その他当社が必要と判断した場合 <u>なお、当社は、本約款を変更する場合又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法</u> |

現 約 款

(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとしたします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものとしたします。なお、この場合の供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第5条（契約の申込み）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとしたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものとしたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 | |
|---------|-----------------|----------|
| 電 灯 需 要 | 従 量 電 灯 | <u>A</u> |
| | | <u>B</u> |
| | | <u>C</u> |
| 動 力 需 要 | <u>低圧電力（動力）</u> | |

第8条（標準プランー従量電灯A及び従量電灯B）

- (1) 適用条件

新 約 款

令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものとしたします。また、当該約款又は需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとしたします。

(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合 又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとしたします。

第5条（契約の申込み）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものとしたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものとしたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとしたします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 |
|---------|--------------------------|
| 電 灯 需 要 | <u>my標準プランー従量電灯A（東北）</u> |
| | <u>my標準プラン（東北）</u> |
| 動 力 需 要 | <u>my動力プラン（東北）</u> |

第8条（my標準プランー従量電灯A（東北））

- (1) 適用条件

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|---|--|
| <p><u>(ア) 従量電灯A</u> 電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。</p> <p><u>(イ) 従量電灯B</u> 電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。 ①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。 ②1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。</p> <p><u>(ア) 標準プランー従量電灯A</u> 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p><u>(イ) 標準プランー従量電灯B</u> 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約電流 <u>(ア) 従量電灯A</u> 契約電流は、5アンペアといたします。</p> <p><u>(イ) 従量電灯B</u> 新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。 なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。</p> <p>(4) 電気料金 電気料金は、最低料金または基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ①最低料金（<u>従量電灯Aの場合</u>） 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</p> | <p>電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。</p> <p>(3) 契約電流 契約電流は、5アンペアといたします。</p> <p>(4) 電気料金 電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額（<u>最低料金にかかる燃料費調整額は、最低料金適用電力量に第11条（1）②によって算定された燃料費調整単価を乗じてえた値といたします。</u>）及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ①最低料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合</p> |

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|-------|-------|
|-------|-------|

| | |
|--|------------------|
| 適用 | 最低料金 (税込) |
| 1 契約につき最初の7キロワット時まで | <u>261円80銭</u> |
| <p>②基本料金 (従量電灯Bの場合) <u>基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。</u></p> | |
| 契約電流 | 基本料金 (税込) |
| <u>10アンペア</u> | <u>330円00銭</u> |
| <u>15アンペア</u> | <u>495円00銭</u> |
| <u>20アンペア</u> | <u>660円00銭</u> |
| <u>30アンペア</u> | <u>990円00銭</u> |
| <u>40アンペア</u> | <u>1,320円00銭</u> |
| <u>50アンペア</u> | <u>1,650円00銭</u> |
| <u>60アンペア</u> | <u>1,980円00銭</u> |
| <p>③電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量をいいます。</p> | |
| <p>(ア) 従量電灯Aの場合</p> | |
| 適用 | 電力量料金単価 (税込) |
| 最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき | <u>18円57銭</u> |
| <p>(イ) 従量電灯Bの場合</p> | |
| 適用 | 電力量料金単価 (税込) |
| <u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u> | <u>18円38銭</u> |
| <u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u> | <u>24円43銭</u> |
| <u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u> | <u>27円23銭</u> |

第9条 (標準プランー従量電灯C)

- (1) 適用条件
 電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。
- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②1 需要場所において低圧電力 (動力) とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数
 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波

の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------------|----------------|
| 適用 | 最低料金 (税込) |
| 1 契約につき最初の7キロワット時まで | <u>280円92銭</u> |

②電力量料金
 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量をいいます。

| | |
|-------------------------|---------------|
| 適用 | 電力量料金単価 (税込) |
| 最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき | <u>19円01銭</u> |

第9条 (my標準プラン (東北))

- (1) 適用条件
 電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。
- ①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ③1 需要場所においてmy動力プラン (東北) とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) と契約電力との合計又は契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数
供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

現 約 款

数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量 (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約容量 | 基本料金 (税込) |
|---------------|-----------|
| 1キロボルトアンペアにつき | 330円00銭 |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|--------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 18円38銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 24円43銭 |

新 約 款

(ア) アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(イ) (ア) 以外の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量 (略)

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流又は契約容量 | 基本料金 (税込) |
|---------------|-----------|
| 10アンペア | 368円23銭 |
| 15アンペア | 552円35銭 |
| 20アンペア | 736円46銭 |
| 30アンペア | 1,104円69銭 |
| 40アンペア | 1,472円92銭 |
| 50アンペア | 1,841円15銭 |
| 60アンペア | 2,209円38銭 |
| 1キロボルトアンペアにつき | 368円23銭 |

現 約 款

300キロワット時を超える1キロワット時につき 27円23銭

第13条（電気料金の算定）

- (1)～(4) (略)
(5) 日割計算

当社は、上記(4)に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。）により算定するものとし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

- (1)～(2) (略)
(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のい

新 約 款

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円82銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>24円87銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>27円67銭</u> |

第13条（電気料金の算定）

- (1)～(4) (略)
(5) 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金又は最低料金（以下、総称して「基本料金等」といいます。）は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。）により算定するものとし、my標準プラン-従量電灯A（東北）又はmy標準プラン（東北）の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プラン-従量電灯A（東北）の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 7\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

(イ) my標準プラン（東北）の場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

- (1)～(2) (略)
(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のい

現 約 款

れかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

(4) (略)

附 則

第2条 (明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 110円 |
| | 領 収 書 | 165円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770円 |

新 約 款

ずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものとし、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(4) (略)

附 則

第2条 (明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 220円 |
| | 領 収 書 | 275円 |
| | 支 払 証 明 書 | 880円 |

第3条 (2023年4月30日までの特別措置)

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 本約款において、「my標準プラン (東北)」及び「my標準プランー従量電灯A (東北) 又はmy標準プラン (東北)」とあるのは、それぞれ「my標準プランー従量電灯B (東北) 及び従量電灯C (東北)」及び「my標準プランー従量電灯」と読み替えるものとします。

(2) 第8条 (4) 柱書括弧書きは適用いたしません。

(3) 第13条 (5) は、次のとおりといたします。

(5) 日割計算

当社は、上記 (4) に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金又は最低料金 (以下、総称して「基本料金等」といいます。) は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再

現 約 款

新 約 款

点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。））により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯A（東北）の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 7 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

(イ) my標準プランー従量電灯B（東北）及び従量電灯C（東北）の場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

－ 第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(4) 第14条（3）③なお書きは適用いたしません。

(5) 附則第2条（明細書等の発行手数料）は、次のとおりといたします。

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき [税込] | 明 細 書 | 110円 |
| | 領 収 書 | 165円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770円 |

**電気需給約款【my でんき版】（東京電力エリア）
【新旧対照表】**

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|--|---|
| <p>電気需給約款【my でんき版】（東京電力エリア）</p> | <p>電気需給約款【my でんき版】（東京電力エリア）</p> |
| <p>第1条（適用） (1)～(2) (略) (3) 本約款は、<u>2022年11月1日</u>より実施いたします。 (4) (略)</p> | <p>第1条（適用） (1)～(2) (略) (3) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。 (4) (略)</p> |
| <p>第2条（本約款の変更） (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】（東京電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。 ①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合 ②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合 ③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合 ④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合 ⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合 ⑥その他当社が必要と判断した場合</p> | <p>第2条（本約款の変更） (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】（東京電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。 ①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合 ②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合 ③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合 ④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合 ⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合 ⑥その他当社が必要と判断した場合 <u>なお、当社は、本約款を変更する場合又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものとしたします。また、当該約款又は需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</u></p> |
| <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとしたします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その</u></p> | <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合 <u>又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとしたします。</u></p> |

現 約 款

他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものいたします。なお、この場合の供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第5条（契約の申込み）

(1)～(2) (略)

(3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

(4)～(5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 | |
|---------|----------|---|
| 電 灯 需 要 | 従 量 電 灯 | A |
| | | B |
| | | C |
| 動 力 需 要 | 低圧電力（動力） | |

第8条（標準プランー従量電灯A及び従量電灯B）

(1) 適用条件

(ア) 従量電灯A

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

(イ) 従量電灯B

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

②1需要場所においてmy動力プラン（東京）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

新 約 款

第5条（契約の申込み）

(1)～(2) (略)

(3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。

(4)～(5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 |
|---------|-------------------|
| 電 灯 需 要 | my標準プランー従量電灯A（東京） |
| | my標準プラン（東京） |
| 動 力 需 要 | my動力プラン（東京） |

第8条（my標準プランー従量電灯A（東京））

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

現 約 款

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) 標準プランー従量電灯A

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(イ) 標準プランー従量電灯B

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

(ア) 従量電灯A

契約電流は、5アンペアといたします。

(イ) 従量電灯B

新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 | 基本料金 (税込) |
|--------|-----------|
| 5アンペア | 143円00銭 |
| 10アンペア | 286円00銭 |
| 15アンペア | 429円00銭 |
| 20アンペア | 572円00銭 |
| 30アンペア | 832円26銭 |
| 40アンペア | 1,086円80銭 |
| 50アンペア | 1,358円50銭 |
| 60アンペア | 1,613円04銭 |

新 約 款

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約電流

契約電流は、5アンペアといたします。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 | 基本料金 (税込) |
|-------|-----------|
| 5アンペア | 147円65銭 |

現 約 款

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 (契約電流5アンペア、 <u>10アンペア、 15アンペア、20アンペア</u>) | 電力量料金単価 (税込) |
|---|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>19円88銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき | <u>26円48銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>30円57銭</u> |

| 従量区分 (契約電流30アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>19円20銭</u> |
| <u>120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</u> | <u>25円60銭</u> |
| <u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u> | <u>29円57銭</u> |

| 従量区分 (契約電流40アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円80銭</u> |
| <u>120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</u> | <u>25円07銭</u> |
| <u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u> | <u>28円95銭</u> |

| 従量区分 (契約電流50アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円80銭</u> |
| <u>120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</u> | <u>25円07銭</u> |
| <u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u> | <u>28円95銭</u> |

| 従量区分 (契約電流60アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円60銭</u> |
| <u>120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき</u> | <u>24円82銭</u> |
| <u>300キロワット時を超える1キロワット時につき</u> | <u>28円66銭</u> |

第9条 (標準プランー従量電灯C)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未 満

新 約 款

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 (契約電流5アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>19円97銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき | <u>26円57銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>30円66銭</u> |

第9条 (my標準プラン (東京))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|--|---|
| <p>であること。</p> <p>② 1 需要場所においてmy 動力プラン（東京）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</p> <p>(4) 契約容量 (略)</p> <p>(5) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の</p> | <p><u>①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</u></p> <p><u>②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</u></p> <p><u>③ 1 需要場所においてmy 動力プラン（東京）とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計又は契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</u></p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数 <u>供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。</u> <u>(ア) アンペアブレーカー契約の場合</u> <u>供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</u> <u>(イ) (ア) 以外の場合</u> 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p><u>(3) 契約電流</u> <u>新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。</u> <u>なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。</u></p> <p>(4) 契約負荷設備 <u>契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。</u></p> <p>(5) 契約容量 (略)</p> <p>(6) 電気料金 電気料金は、<u>契約電流又は契約容量に応じて</u>、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。</p> <p>①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合</p> |

現 約 款

基本料金は、半額といたします。

| 契約容量 | 基本料金 (税込) |
|---------------|----------------|
| 1キロボルトアンペアにつき | <u>268円84銭</u> |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円60銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>24円82銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>28円66銭</u> |

新 約 款

の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流又は契約容量 | 基本料金 (税込) |
|---------------|------------------|
| <u>10アンペア</u> | <u>295円29銭</u> |
| <u>15アンペア</u> | <u>442円94銭</u> |
| <u>20アンペア</u> | <u>590円58銭</u> |
| <u>30アンペア</u> | <u>860円13銭</u> |
| <u>40アンペア</u> | <u>1,123円96銭</u> |
| <u>50アンペア</u> | <u>1,404円95銭</u> |
| <u>60アンペア</u> | <u>1,668円78銭</u> |
| 1キロボルトアンペアにつき | <u>278円13銭</u> |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 (契約電流10アンペア、15アンペア、20アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>19円97銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>26円57銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>30円66銭</u> |

| 従量区分 (契約電流30アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>19円29銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>25円69銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>29円66銭</u> |

| 従量区分 (契約電流40アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円89銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>25円16銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>29円04銭</u> |

| 従量区分 (契約電流50アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円89銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>25円16銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>29円04銭</u> |

現 約 款

新 約 款

第10条 (動力プランー低圧電力)

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電力 | 基本料金 (税込) |
|-----------|-------------------|
| 1キロワットにつき | <u>1, 122円00銭</u> |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

| 使用電力量 | 電力量料金単価 (税込) | |
|------------|--------------|--------|
| | 夏季料金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 17円28銭 | 15円71銭 |

| 従量区分 (契約電流60アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円69銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>24円91銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>28円75銭</u> |

| 従量区分 (契約容量による場合) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>18円69銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>24円91銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>28円75銭</u> |

第10条 (my動力プラン (東京))

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1需要場所においてmy標準プランー従量電灯A (東京) 又はmy標準プラン (東京) とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電力 | 基本料金 (税込) |
|-----------|-------------------|
| 1キロワットにつき | <u>1, 083円83銭</u> |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

| 使用電力量 | 電力量料金単価 (税込) | |
|------------|--------------|--------|
| | 夏季料金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 17円28銭 | 15円71銭 |

現 約 款

③力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増いたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

④負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

| 1か月の使用電力量及び適用単位 | 負荷率割引単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 1キロワットあたり70キロワット時以下のときの 契約電力1キロワットにつき | 110円00銭 |
| 1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき | 適用外 |

(6) (略)

第13条（電気料金の算定）

(1)～(4) (略)

(5) 日割計算

当社は、上記（4）に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。）により算定するものとし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キ

新 約 款

③負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

| 1か月の使用電力量及び適用単位 | 負荷率割引単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 1キロワットあたり70キロワット時以下のときの 契約電力1キロワットにつき | 110円00銭 |
| 1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき | 適用外 |

(6) (略)

第13条（電気料金の算定）

(1)～(4) (略)

(5) 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。）により算定するものとし、my標準プランー従量電灯A（東京）又はmy標準プラン（東京）の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

現 約 款

ロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

(4) (略)

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 110円 |
| | 領 収 書 | 165円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770円 |

新 約 款

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものと、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(4) (略)

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 220円 |
| | 領 収 書 | 275円 |
| | 支 払 証 明 書 | 880円 |

第3条（2023年4月30日までの特別措置）

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 本約款において、「my標準プラン（東京）」及び「my標準プランー従量電灯A（東京）」又は「my標準プラン（東京）」とあるのは、それぞれ「my標準プランー従量電灯B（東京）」及び「my標準プランー従量電灯C（東京）」及び「my標準プランー従量電灯」と読み替えるものとします。

現 約 款

新 約 款

(2) 第10条(5) 柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の④によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

(3) 第10条(5)に、次の④を加えるものといたします。

④力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(上記(4)②により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

(4) 第13条(5)は、次のとおりといたします。

(5) 日割計算

当社は、上記(4)に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(5) 第14条(3)③なお書きは適用いたしません。

(6) 附則第2条(明細書等の発行手数料)は、次のとおりといたします。

第2条(明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| 現 約 款 | 新 約 款 | | |
|-------|----------------------------|-----------|-------------|
| | 発行手数料各1通につき <u>〔税込〕</u> | 明 細 書 | <u>110円</u> |
| | | 領 収 書 | <u>165円</u> |
| | | 支 払 証 明 書 | <u>770円</u> |

たっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）
【新旧対照表】

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|--|---|
| <p>たっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> | <p>たっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> |
| <p>第1条（適用）</p> <p>(1) このたっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社の電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（たっぷりプランー従量電灯B）又は第4条（たっぷりプランー従量電灯C）の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。</p> <p>(2) 本約款は、2020年6月25日より実施いたします。</p> <p>(3) （略）</p> <p>第2条（本約款の変更）</p> <p>一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正により本約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。</p> <p>なお、本約款を変更する場合の電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、需給約款第2条（本約款の変更）(2)の定めを準用いたします。</p> <p>第3条（たっぷりプランー従量電灯B）</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p>①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</p> <p>②1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数</p> <p>供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電</p> | <p>第1条（適用）</p> <p>(1) このたっぷりプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社の電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myたっぷりプラン（東京））の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものといたします。</p> <p>(2) 本約款は、2023年4月1日より実施いたします。</p> <p>(3) （略）</p> <p>第2条（本約款の変更）</p> <p>一般送配電事業者の定める託送供給等約款が改定された場合、法令、条例、規則等の改正により本約款を変更する必要がある場合その他当社が必要と判断した場合には、当社は、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合には、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用し、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。</p> <p>なお、本約款を変更する場合の電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、需給約款第2条（本約款の変更）の定めを準用いたします。</p> <p>第3条（myたっぷりプラン（東京））</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。</p> <p>①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</p> <p>②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>③1需要場所においてmy動力プラン（東京）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）又は契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数</p> <p>(ア) アンペアブレーカー契約の場合</p> |

現 約 款

圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) (略)

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 | 基本料金 (税込) |
|--------|-----------|
| 30アンペア | 858円00銭 |
| 40アンペア | 1,144円00銭 |
| 50アンペア | 1,430円00銭 |
| 60アンペア | 1,716円00銭 |

新 約 款

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(イ) (ア) 以外の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) (略)

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量

契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものといたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

①契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

②お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流又は契約容量 | 基本料金 (税込) |
|------------|-----------|
| 30アンペア | 885円87銭 |
| 40アンペア | 1,181円16銭 |
| 50アンペア | 1,476円45銭 |
| 60アンペア | 1,771円74銭 |

現 約 款

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき | 19円88銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき | 26円48銭 |
| 300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき | 25円08銭 |
| 600キロワット時を超える1キロワット時につき | 26円15銭 |

第4条 (たっぷりプランー従量電灯C)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

②1需要場所において低圧電力(動力)とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものといたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

①契約容量は、契約負荷設備の総容量(入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

②お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①

新 約 款

1キロボルトアンペアにつき

295円29銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|--|-----------------|
| 最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき | 19円97銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの 1キロワット時につき | 26円57銭 |
| 300キロワット時を超え600キロワット時までの 1キロワット時につき | 25円17銭 |
| 600キロワット時を超える1キロワット時につき | 26円24銭 |

第4条 (たっぷりプランー従量電灯C) 削除

現 約 款

にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約容量 | 基本料金(税込) |
|---------------|----------|
| 1キロボルトアンペアにつき | 286円00銭 |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価(税込) |
|------------------------------------|-------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 19円88銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 26円48銭 |
| 300キロワット時を超え600キロワット時までの1キロワット時につき | 25円08銭 |
| 600キロワット時を超える1キロワット時につき | 26円15銭 |

第5条(日割計算)

日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

(1) 基本料金を日割りする場合

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

(2) たっぷりプラン-従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

新 約 款

第4条(日割計算)

日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

(1) 基本料金を日割りする場合

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

(2) myたっぷりプラン(東京)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、myたっぷりプラン(東京)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|---|---|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2段階料金適用電力量＝300キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数 － 第1段階料金適用電力量 </div> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第3段階料金適用電力量＝600キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数 － 第2段階料金適用電力量 </div> <p>なお、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時を超え600キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第2段階料金適用電力量＝300キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数 － 第1段階料金適用電力量 </div> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 第3段階料金適用電力量＝600キロワット時×日割計算対象日数÷暦日数 － 第2段階料金適用電力量 </div> <p>なお、第3段階料金適用電力量とは、300キロワット時を超え600キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> |
| <p>第6条（その他）</p> <p>(1) 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款の「<u>従量電灯</u>」及びまとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）の「<u>従量電灯</u>」に需給契約のプランを変更することはできません。</p> <p>(2) その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるほか、お客様及び当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものいたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> | <p>第5条（その他）</p> <p>(1) 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款の<u>my標準プラン</u>及びまとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）の<u>myまとめてプラン（東京）</u>に需給契約のプランを変更することはできません。</p> <p>(2) その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるほか、お客様及び当社との間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものいたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>第1条（2023年4月30日までの特別措置）</p> <p><u>2023年4月30日までの間、本約款において「myたっぷりプラン（東京）」とあるのは、「myたっぷりプランー従量電灯B（東京）及びmyたっぷりプランー従量電灯C（東京）」と読み替えるものとします。</u></p> |

まとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）
【新旧対照表】

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|---|---|
| <p>まとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> | <p>まとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）</p> |
| <p>第1条（適用）</p> <p>(1) このまとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社の電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（まとめてプランー従量電灯B）又は第4条（まとめてプランー従量電灯C）の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものいたします。</p> <p>(2) 本約款は、2020年6月25日より実施いたします。</p> <p>(3) （略）</p> <p>第3条（まとめてプランー従量電灯B）</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。</p> <p>①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</p> <p>②1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数</p> <p>供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> | <p>第1条（適用）</p> <p>(1) このまとめてプラン選択約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が当社の電気需給約款【myでんき版】（東京電力エリア）（以下、「需給約款」といいます。）第1条（適用）に該当し、かつ、本約款第3条（myまとめてプラン（東京））の適用条件を満たすお客様で、当社との協議が整ったお客様に適用いたします。なお、需給約款において定義される用語は、本約款においても同一の意味を有するものいたします。</p> <p>(2) 本約款は、2023年4月1日より実施いたします。</p> <p>(3) （略）</p> <p>第3条（myまとめてプラン（東京））</p> <p>(1) 適用条件</p> <p>電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。</p> <p>①契約電流が30アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。</p> <p>②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。</p> <p>③1需要場所においてmy動力プラン（東京）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）又は契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数</p> <p>(ア) アンペアブレーカー契約の場合</p> <p>供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。</p> <p>(イ) (ア) 以外の場合</p> <p>供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることが</p> |

現 約 款

(3) 契約電流

- ①契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものいたします。
- ②送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおり（消費税等相当額を含む。）といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 | 基本料金（税込） |
|--------|-----------|
| 30アンペア | 858円00銭 |
| 40アンペア | 1,144円00銭 |
| 50アンペア | 1,430円00銭 |
| 60アンペア | 1,716円00銭 |

新 約 款

あります。

(3) 契約電流

- ①契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものいたします。
- ②送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量

契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものいたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものいたします。

- ①契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものいたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

- ②お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、需給約款第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおり（消費税等相当額を含む。）といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 <u>又は契約容量</u> | 基本料金（税込） |
|----------------------|----------------|
| 30アンペア | 885円87銭 |
| 40アンペア | 1,181円16銭 |
| 50アンペア | 1,476円45銭 |
| 60アンペア | 1,771円74銭 |
| <u>1キロボルトアンペアにつき</u> | <u>295円29銭</u> |

現 約 款

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプラン毎の電力量料金単価（消費税等相当額を含みます。）を乗じて算定いたします。

【まとめて300】

| 区分 | 電力量料金単価（税込） |
|-----------------------------|------------------|
| 最初の300キロワット時まで(定額料金) | <u>6,490円00銭</u> |
| 300キロワット時を超える 1キロワット時につき | <u>29円66銭</u> |

【まとめて400】

| 区分 | 電力量料金単価（税込） |
|-----------------------------|------------------|
| 最初の400キロワット時まで(定額料金) | <u>9,038円34銭</u> |
| 400キロワット時を超える 1キロワット時につき | <u>29円36銭</u> |

【まとめて500】

| 区分 | 電力量料金単価（税込） |
|-----------------------------|-------------------|
| 最初の500キロワット時まで(定額料金) | <u>11,586円66銭</u> |
| 500キロワット時を超える 1キロワット時につき | <u>29円05銭</u> |

第4条（まとめてプランー従量電灯C）

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

②1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社又は送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

新たに電気を使用される場合の契約容量は、次の①又は②のいずれかによるものとし、これにより難しい場合には、お客様と当社との協議により定めるものといたします。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約容量を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約容量を引き継ぐものといたします。

①契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力を基準といたします。なお、出力で表示されている場

新 約 款

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプラン毎の電力量料金単価（消費税等相当額を含みます。）を乗じて算定いたします。

【myまとめて300】

| 区分 | 電力量料金単価（税込） |
|-----------------------------|------------------|
| 最初の300キロワット時まで(定額料金) | <u>6,517円00銭</u> |
| 300キロワット時を超える 1キロワット時につき | <u>29円75銭</u> |

【myまとめて400】

| 区分 | 電力量料金単価（税込） |
|-----------------------------|------------------|
| 最初の400キロワット時まで(定額料金) | <u>9,074円34銭</u> |
| 400キロワット時を超える 1キロワット時につき | <u>29円45銭</u> |

【myまとめて500】

| 区分 | 電力量料金単価（税込） |
|-----------------------------|-------------------|
| 最初の500キロワット時まで(定額料金) | <u>11,631円66銭</u> |
| 500キロワット時を超える 1キロワット時につき | <u>29円14銭</u> |

第4条（まとめてプランー従量電灯C） （削除）

現 約 款

新 約 款

合等は、契約負荷設備毎に需給約款別表2「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差入口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、需給約款別表3「契約負荷設備の総容量の算定」によって総容量を定めます。

②お客様が契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、上記①にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、需給約款別表4「契約容量及び契約電力の算定方法」により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社及び送配電会社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、需給約款第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び需給約款附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約容量 | 基本料金 (税込) |
|---------------|-----------|
| 1キロボルトアンペアにつき | 286円00銭 |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次のプランごとの電力量料金単価を乗じて算定いたします。

【まとめて300】

| 区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|-----------------------------|--------------|
| 最初の300キロワット時まで (定額料金) | 6,490円00銭 |
| 300キロワット時を超える 1キロワット時につき | 29円66銭 |

【まとめて400】

| 区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|-----------------------------|--------------|
| 最初の400キロワット時まで (定額料金) | 9,038円34銭 |
| 400キロワット時を超える 1キロワット時につき | 29円36銭 |

【まとめて500】

| 区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|-----------------------------|--------------|
| 最初の500キロワット時まで (定額料金) | 11,586円66銭 |
| 500キロワット時を超える 1キロワット時につき | 29円05銭 |

第5条 (その他)

(1) 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款の「従量電灯」及びたっぷりプラン選択約款【myでんき版】(東京電力エリア)の「従量電灯」に需給契約のプランを変更することはできません。また、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として本約款のプランの変更をすることはできません。

第4条 (その他)

(1) 本約款の適用を受けるお客様は、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として需給約款の「my標準プラン」及びたっぷりプラン選択約款【myでんき版】(東京電力エリア)の「myたっぷりプラン(東京)」に需給契約のプランを変更することはできません。また、料金適用開始の日から1年に満たないで、原則として本約款のプランの変更をすることはできません。

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|--|--|
| <p>(2) 日割計算 電力量及び電力量料金のうち、定額料金は日割計算において次のとおり定めるものいたします。 なお、ここでいう暦日数とは、原則として<u>お客様の検針期間又は計量期間</u>の始期が属する月の日数 といたします。</p> <p>①定額部分の電力量料金の日割りする場合 需給約款の基本料金を日割りする場合に準ずるものいたします。</p> <p>②定額料金を適用する上限電力量の日割りする場合 上限電力量 = プランに応じた定額料金が適用される電力量 × (日割計算対象日数 ÷ 暦日数)</p> <p>(3) その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるほか、お客様及び当社との 間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものとしたものといたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> | <p>(2) 日割計算 電力量及び電力量料金のうち、定額料金は日割計算において次のとおり定めるものいたします。 なお、ここでいう暦日数とは、原則として<u>日割計算の対象となる算定期間</u>の始期が属する月の日 数といたします。</p> <p>①定額部分の電力量料金の日割りする場合 需給約款の基本料金を日割りする場合に準ずるものいたします。</p> <p>②定額料金を適用する上限電力量の日割りする場合 上限電力量 = プランに応じた定額料金が適用される電力量 × (日割計算対象日数 ÷ 暦日数)</p> <p>(3) その他本約款に定めのない事項は、需給約款に定めるところによるほか、お客様及び当社との 間で誠意をもって協議し、その処理にあたるものとしたものといたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第1条 (2023年4月30日までの特別措置)</u> <u>2023年4月30日までの間、本約款において「myまとめてプラン (東京)」とあるのは、「m yまとめてプランー従量電灯B (東京) 及びmyまとめてプランー従量電灯C (東京)」と読み替え るものとします。</u></p> |

電気需給約款【my でんき版】（中部電力エリア）
【新旧対照表】

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|--|--|
| <p>電気需給約款【my でんき版】[中部電力エリア]</p> | <p>電気需給約款【my でんき版】[中部電力エリア]</p> |
| <p>第1条（適用） (1)～(2) (略) (3) 本約款は、<u>2022年11月1日</u>より実施いたします。 (4) 略</p> | <p>第1条（適用） (1)～(2) (略) (3) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。 (4) 略</p> |
| <p>第2条（本約款の変更） (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】（中部電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。 ①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合 ②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合 ③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合 ④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合 ⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合 ⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるもの</u>といたします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その</p> | <p>第2条（本約款の変更） (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】（中部電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。 ①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合 ②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合 ③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合 ④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合 ⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合 ⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p><u>なお、当社は、本約款を変更する場合又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するもの</u>といたします。また、当該約款又は需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。</p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合 <u>又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみ</u>といたします。</p> |

現 約 款

他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものいたします。なお、この場合の供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第5条（契約の申込み）

- (1) ~ (2) (略)
 (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 | |
|---------|----------|---|
| 電 灯 需 要 | 従 量 電 灯 | A |
| | | B |
| | | C |
| 動 力 需 要 | 低圧電力（動力） | |

第8条（標準プランー従量電灯A及び従量電灯B）

- (1) 適用条件

(ア) 従量電灯A

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

(イ) 従量電灯B

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
 ②1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

新 約 款

第5条（契約の申込み）

- (1) ~ (2) (略)
 (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 |
|---------|--------------------------|
| 電 灯 需 要 | <u>my標準プランー従量電灯A（中部）</u> |
| | <u>my標準プラン（中部）</u> |
| 動 力 需 要 | <u>my動力プラン（中部）</u> |

第8条（my標準プランー従量電灯A（中部））

- (1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

現 約 款

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) 標準プランー従量電灯A

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(イ) 標準プランー従量電灯B

交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

(ア) 従量電灯A

契約電流は、5アンペアといたします。

(イ) 従量電灯B

新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 | 基本料金 (税込) |
|--------|-----------|
| 5アンペア | 143円00銭 |
| 10アンペア | 286円00銭 |
| 15アンペア | 429円00銭 |
| 20アンペア | 572円00銭 |
| 30アンペア | 858円00銭 |
| 40アンペア | 1,144円00銭 |
| 50アンペア | 1,430円00銭 |
| 60アンペア | 1,716円00銭 |

新 約 款

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約電流

契約電流は、5アンペアといたします。

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 | 基本料金 (税込) |
|-------|-----------|
| 5アンペア | 148円32銭 |

現 約 款

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 (契約電流5アンペア、 <u>10アンペア、15アンペア、20アンペア</u>) | 電力量料金単価 (税込) |
|--|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>21円04銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>25円51銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>28円46銭</u> |

| 従量区分 (契約電流30アンペア、40アンペア、50アンペア、 <u>60アンペア</u>) | 電力量料金単価 (税込) |
|---|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>20円85銭</u> |
| <u>120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき</u> | <u>24円77銭</u> |
| <u>300キロワット時を超え400キロワット時までの1キロワット時につき</u> | <u>27円35銭</u> |
| <u>400キロワット時を超える1キロワット時につき</u> | <u>25円92銭</u> |

第9条 (標準プランー従量電灯C)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ②1需要場所において低圧電力 (動力)とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

新 約 款

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 (契約電流5アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|---------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | <u>21円31銭</u> |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | <u>25円78銭</u> |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | <u>28円73銭</u> |

第9条 (my標準プラン (中部))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。

- ①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ②契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ③1需要場所においてmy動力プラン (中部)とあわせて契約する場合は、契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計又は契約容量と契約電力との合計 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(イ) (ア) 以外の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100

現 約 款

新 約 款

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量 (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約容量 | 基本料金(税込) |
|---------------|----------|
| 1キロボルトアンペアにつき | 286円00銭 |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価(税込) |
|------------------------------------|-------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 20円85銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 24円77銭 |
| 300キロワット時を超え400キロワット時までの1キロワット時につき | 27円35銭 |
| 400キロワット時を超える1キロワット時につき | 25円92銭 |

0ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものとしたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量 (略)

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流又は契約容量 | 基本料金(税込) |
|---------------|-----------|
| 10アンペア | 296円64銭 |
| 15アンペア | 444円96銭 |
| 20アンペア | 593円28銭 |
| 30アンペア | 889円92銭 |
| 40アンペア | 1,186円56銭 |
| 50アンペア | 1,483円20銭 |
| 60アンペア | 1,779円84銭 |
| 1キロボルトアンペアにつき | 296円64銭 |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分(10アンペア、15アンペア、20アンペア) | 電力量料金単価(税込) |
|------------------------------------|-------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 21円31銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 25円78銭 |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | 28円73銭 |

現 約 款

新 約 款

第10条 (動力プラン—低圧電力)

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電力 | 基本料金 (税込) |
|-----------|-----------|
| 1キロワットにつき | 1,144円00銭 |

| 従量区分 (30アンペア、40アンペア、50アンペア、60アンペア) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|--------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 21円12銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 25円04銭 |
| 300キロワット時を超え400キロワット時までの1キロワット時につき | 27円62銭 |
| 400キロワット時を超える1キロワット時につき | 26円19銭 |

| 従量区分 (契約容量による場合) | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|--------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 21円12銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 25円04銭 |
| 300キロワット時を超え400キロワット時までの1キロワット時につき | 27円62銭 |
| 400キロワット時を超える1キロワット時につき | 26円19銭 |

第10条 (my動力プラン (中部))

(1) 適用条件

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ①契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ②1需要場所においてmy標準プラン—従量電灯A (中部) 又はmy標準プラン (中部) とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）又は契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2)～(4) (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電力 | 基本料金 (税込) |
|-----------|-----------|
| 1キロワットにつき | 1,116円21銭 |

現 約 款

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

| 使用電力量 | 電力量料金単価 (税込) | |
|------------|--------------|--------|
| | 夏季料金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 17円01銭 | 15円46銭 |

③力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(上記(4)②により契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増いたします。この場合、電気機器の力率は、別表6(進相用コンデンサ取付容量基準)の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

④負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

| 1か月の使用電力量及び適用単位 | 負荷率割引単価 (税込) |
|--------------------------------------|--------------|
| 1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき | 110円00銭 |
| 1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき | 適用外 |

(6) (略)

第13条(電気料金の算定)

(1)～(4) (略)

(5) 日割計算

当社は、上記(4)に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

新 約 款

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。

| 使用電力量 | 電力量料金単価 (税込) | |
|------------|--------------|--------|
| | 夏季料金 | その他季料金 |
| 1キロワット時につき | 17円09銭 | 15円54銭 |

③負荷率割引

負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。

| 1か月の使用電力量及び適用単位 | 負荷率割引単価 (税込) |
|--------------------------------------|--------------|
| 1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき | 110円00銭 |
| 1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき | 適用外 |

(6) (略)

第13条(電気料金の算定)

(1)～(4) (略)

(5) 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯A(中部)又はmy標準プラン(中部)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位

現 約 款

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

(4) (略)

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 110円 |
| | 領 収 書 | 165円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770円 |

新 約 款

は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものとし、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(4) (略)

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 220円 |
| | 領 収 書 | 275円 |
| | 支 払 証 明 書 | 880円 |

現 約 款

新 約 款

第3条（2023年4月30日までの特別措置）

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 本約款において、「my標準プラン（中部）」及び「my標準プランー従量電灯A（中部）又はmy標準プラン（中部）」とあるのは、それぞれ「my標準プランー従量電灯B（中部）及び従量電灯C（中部）」及び「my標準プランー従量電灯」と読み替えるものとします。

(2) 第10条（5）柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の④によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

(3) 第10条（5）に、次の④を加えるものといたします。

④力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

(4) 第13条（5）は、次のとおりといたします。

(5) 日割計算

当社は、上記（4）に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。））により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

| 現 約 款 | 新 約 款 | | | | | | | | | |
|-------------|---|-------------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--|------------------|-------------|
| | <p>(5) <u>第14条(3)③なお書きは適用いたしません。</u></p> <p>(6) <u>附則第2条(明細書等の発行手数料)は、次のとおりといたします。</u></p> <p><u>第2条(明細書等の発行手数料)</u></p> <p><u>当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。</u></p> <table border="1" data-bbox="1596 390 2487 510"> <tr> <td data-bbox="1596 390 1932 432">発行手数料各1通につき</td> <td data-bbox="1932 390 2190 432"><u>明 細 書</u></td> <td data-bbox="2190 390 2487 432"><u>110円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1596 432 1932 474"><u>[税込]</u></td> <td data-bbox="1932 432 2190 474"><u>領 収 書</u></td> <td data-bbox="2190 432 2487 474"><u>165円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1932 474 2190 510"><u>支 払 証 明 書</u></td> <td data-bbox="2190 474 2487 510"><u>770円</u></td> </tr> </table> | 発行手数料各1通につき | <u>明 細 書</u> | <u>110円</u> | <u>[税込]</u> | <u>領 収 書</u> | <u>165円</u> | | <u>支 払 証 明 書</u> | <u>770円</u> |
| 発行手数料各1通につき | <u>明 細 書</u> | <u>110円</u> | | | | | | | | |
| <u>[税込]</u> | <u>領 収 書</u> | <u>165円</u> | | | | | | | | |
| | <u>支 払 証 明 書</u> | <u>770円</u> | | | | | | | | |

電気需給約款【my でんき版】（関西電力エリア）
【新旧対照表】

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|--|--|
| <p>電気需給約款【my でんき版】（関西電力エリア）</p> | <p>電気需給約款【my でんき版】（関西電力エリア）</p> |
| <p>第1条（適用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2022年11月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】（関西電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとしたします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その</u></p> | <p>第1条（適用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】（関西電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p><u>なお、当社は、本約款を変更する場合又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものとしたします。また、当該約款又は需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとしたします。</u></p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合<u>又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとしたします。</u></p> |

現 約 款

他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものいたします。なお、この場合の供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第5条（契約の申込み）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 | |
|---------|----------|---|
| 電 灯 需 要 | 従 量 電 灯 | A |
| | | B |
| 動 力 需 要 | 低圧電力（動力） | |

第8条（標準プランー従量電灯A）

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額（最低料金にかかる燃料費調整額は、最低料金適用電力量に第11条（1）②によって算定された燃料費調整単価を乗じてえた値といたします。）及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

本プランについて基本料金はありません。

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|------|-----------------|
|------|-----------------|

新 約 款

第5条（契約の申込み）

- (1) ~ (2) (略)
- (3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。

- (4) ~ (5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 |
|---------|--------------------------|
| 電 灯 区 分 | <u>my標準プランー従量電灯A（関西）</u> |
| | <u>my標準プランー従量電灯B（関西）</u> |
| 動 力 需 要 | <u>my動力プラン（関西）</u> |

第8条（my標準プランー従量電灯A（関西））

- (1) ~ (3) (略)
- (4) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

本プランについて基本料金はありません。

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|------|-----------------|
|------|-----------------|

| 現 約 款 | | 新 約 款 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-------|--------------|--|------|--------|------------|--------|--------|--|--|------|-----------|-----------|-----------|-------|--------------|--|------|--------|------------|--------|--------|-----------------|--------------|--------------------------------------|---------|-------------------------|-----|
| 最初の15キロワット時まで (最低料金) | 337円61銭 | 最初の15キロワット時まで (最低料金) | 430円90銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時につき | 20円12銭 | 15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時につき | 20円13銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 24円51銭 | 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 24円52銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 300キロワット時を超え900キロワット時までの1キロワット時につき | 27円25銭 | 300キロワット時を超え900キロワット時までの1キロワット時につき | 27円26銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 900キロワット時を超える1キロワット時につき | 24円97銭 | 900キロワット時を超える1キロワット時につき | 24円98銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10条 (動力プランー低圧電力) (1)～(4) (略) (5) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 <u>ただし、基本料金は、次の③によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。</u> ①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約電力</th> <th>基本料金 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワットにつき</td> <td>1,078円00銭</td> </tr> </tbody> </table> ②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用電力量</th> <th colspan="2">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> <tr> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>14円43銭</td> <td>12円95銭</td> </tr> </tbody> </table> ③力率割引及び割増し <u>電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5 (加重平均力率の算定) により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合 (上記(4)②により契約電力を定める場合を含みます。)</u> は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6 (進相用コンデンサ取付容量基準) の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。 ④負荷率割引 負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。 | | 契約電力 | 基本料金 (税込) | 1キロワットにつき | 1,078円00銭 | 使用電力量 | 電力量料金単価 (税込) | | 夏季料金 | その他季料金 | 1キロワット時につき | 14円43銭 | 12円95銭 | 第10条 (my動力プラン (関西)) (1)～(4) (略) (5) 電気料金 電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。 ①基本料金 基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約電力</th> <th>基本料金 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワットにつき</td> <td>1,048円03銭</td> </tr> </tbody> </table> ②電力量料金 電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、その1か月の料金算定期間終了日が夏季に属する場合には夏季料金を、それ以外の場合にはその他季料金を用いて算定いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用電力量</th> <th colspan="2">電力量料金単価 (税込)</th> </tr> <tr> <th>夏季料金</th> <th>その他季料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワット時につき</td> <td>14円41銭</td> <td>12円93銭</td> </tr> </tbody> </table> ③負荷率割引 負荷率割引は、契約電力とその1か月の使用電力量によって算定することとし、1か月の使用電力量が1キロワットあたり70キロワット時以下である場合に、契約電力1キロワットにつき一律で適用いたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>1か月の使用電力量及び適用単位</th> <th>負荷率割引単価 (税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき</td> <td>110円00銭</td> </tr> <tr> <td>1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき</td> <td>適用外</td> </tr> </tbody> </table> | | 契約電力 | 基本料金 (税込) | 1キロワットにつき | 1,048円03銭 | 使用電力量 | 電力量料金単価 (税込) | | 夏季料金 | その他季料金 | 1キロワット時につき | 14円41銭 | 12円93銭 | 1か月の使用電力量及び適用単位 | 負荷率割引単価 (税込) | 1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき | 110円00銭 | 1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき | 適用外 |
| 契約電力 | 基本料金 (税込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1キロワットにつき | 1,078円00銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用電力量 | 電力量料金単価 (税込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 夏季料金 | その他季料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1キロワット時につき | 14円43銭 | 12円95銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 契約電力 | 基本料金 (税込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1キロワットにつき | 1,048円03銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 使用電力量 | 電力量料金単価 (税込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 夏季料金 | その他季料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1キロワット時につき | 14円41銭 | 12円93銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1か月の使用電力量及び適用単位 | 負荷率割引単価 (税込) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1キロワットあたり70キロワット時以下のときの契約電力1キロワットにつき | 110円00銭 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき | 適用外 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|-------|-------|
|-------|-------|

| | |
|--|-----------------|
| 1 か月の使用電力量及び適用単位 | 負荷率割引単価 (税込) |
| 1キロワットあたり70キロワット時以下のときの 契約電力1キロワットにつき | 110円00銭 |
| 1キロワットあたり70キロワット時を超えるとき | 適用外 |

(6) (略)

第11条 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、次の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。

①平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{平均燃料価格} &= A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \\ A &= \text{各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格} \\ B &= \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格} \\ C &= \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格} \\ \alpha, \beta, \gamma &= \text{別表1に定める係数} \end{aligned}$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

②燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格Xは別表1に定めるものといたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

③燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|------------------------|---|
| 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間 |

(6) (略)

第11条 (燃料費調整)

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に、次の方法により算定される燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、my標準プランー従量電灯A(関西)の場合の最低料金適用電力量までは、最低料金適用電力量に②によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、最低料金が適用される電力量をいいます。

①平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{平均燃料価格} &= A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma \\ A &= \text{各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格} \\ B &= \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格} \\ C &= \text{各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格} \\ \alpha, \beta, \gamma &= \text{別表1に定める係数} \end{aligned}$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

②燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、燃料価格Xは別表1に定めるものといたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{円}) \times (2) \text{の基準単価} \div 1,000$$

③燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|------------------------|--|
| 毎年1月1日から 3月31日までの期間 | その年の5月の検針日又は計量日から 6月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から 4月30日までの期間 | その年の6月の検針日又は計量日から 7月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から 5月31日までの期間 | その年の7月の検針日又は計量日から 8月の検針日又は計量日の前日までの期間 |

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|-------|-------|
|-------|-------|

| | |
|---|--|
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | その年の12月の検針日又は計量日から 翌年の1月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間） | 翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間 |

(2) (略)

第13条（電気料金の算定）

- (1)～(4) (略)
(5) 日割計算

当社は、上記(4)に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金又は最低料金（以下、総称して「基本料金等」といいます。）は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の該当料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) 従量電灯Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(5)①により算定された最低料金が適用される電力量をいい

| | |
|---|--|
| 毎年4月1日から 6月30日までの期間 | その年の8月の検針日又は計量日から 9月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から 7月31日までの期間 | その年の9月の検針日又は計量日から 10月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から 8月31日までの期間 | その年の10月の検針日又は計量日から 11月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から 9月30日までの期間 | その年の11月の検針日又は計量日から 12月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から 10月31日までの期間 | その年の12月の検針日又は計量日から 翌年の1月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から 11月30日までの期間 | 翌年の1月の検針日又は計量日から 2月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から 12月31日までの期間 | 翌年の2月の検針日又は計量日から 3月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日又は計量日から 4月の検針日又は計量日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間（翌 年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間） | 翌年の4月の検針日又は計量日から 5月の検針日又は計量日の前日までの期間 |

(2) (略)

第13条（電気料金の算定）

- (1)～(4) (略)
(5) 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金又は最低料金（以下、総称して「基本料金等」といいます。）は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の該当料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(5)①により算定された最低料金が適用される電力量をいい

現 約 款

ます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(イ) 従量電灯Bの場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

(4) (略)

新 約 款

ます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

－最低料金適用電力量

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

－最低料金適用電力量－第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(イ) my標準プランー従量電灯Bの場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

－第1段階料金適用電力量

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

(1)～(2) (略)

(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものと、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(4) (略)

現 約 款

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 110円 |
| | 領 収 書 | 165円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770円 |

新 約 款

附 則

第2条（明細書等の発行手数料）

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 220円 |
| | 領 収 書 | 275円 |
| | 支 払 証 明 書 | 880円 |

第3条（2023年4月30日までの特別措置）

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

（1）第8条（4）柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額（最低料金にかかる燃料費調整額は、最低料金適用電力量に第11条（1）②によって算定された燃料費調整単価を乗じてえた値といたします。）及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

（2）第10条（5）柱書は、次のとおりといたします。

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、次の④によって力率割引又は割増しをする場合は、力率割引又は割増しをしたものといたします。

（3）第10条（5）に、次の④を加えるものといたします。

④力率割引及び割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（上記（4）②により契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しといたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。なお、まったく電気を使用しないその1か月の力率は、85パーセントとみなします。また、当社が送配電会社から力率を算定するために必要な計量値を受領できない場合のその1か月の力率は、90パーセントとみなします。

（4）第11条（1）柱書ただし書は、適用いたしません。

（5）第13条（5）は、次のとおりといたします。

（5）日割計算

当社は、上記（4）に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金又は最低料金（以下、総称して「基本料金等」といいます。）は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金等} = \text{1か月の該当料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再

現 約 款

新 約 款

点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量（ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量（送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。））により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯Aの場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、最低料金適用電力量とは、(5)①により算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時を超え120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(イ) my標準プランー従量電灯Bの場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(6) 第14条(3)③なお書きは、適用いたしません。

(7) 附則第2条(明細書等の発行手数料)は、次のとおりといたします。

第2条(明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき [税込] | 明 細 書 | 110円 |
| | 領 収 書 | 165円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770円 |

(8) 別表1(燃料費調整単価算出係数等)は、次のとおりといたします。

燃料費調整単価算出係数等

| 項目 | 値 | |
|----------------------|----|---------|
| 係 数 | α | 0.0140 |
| | β | 0.3483 |
| | γ | 0.7227 |
| 燃料価格 | X | 27,100円 |
| 基準単価 (1キロワット時につき) | 低圧 | 16銭5厘 |

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

現 約 款

別 表

別表 1

燃料費調整単価算出係数等

| 項目 | | 値 |
|----------------------|----------|---------|
| 係 数 | α | 0.0140 |
| | β | 0.3483 |
| | γ | 0.7227 |
| 燃料価格 | X | 27,100円 |
| 基準単価 (1キロワット時につき) | 低圧 | 16銭5厘 |

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

新 約 款

別 表

別表 1

燃料費調整単価算出係数等

| 項目 | | 値 | |
|------|----------|-------------------------|---------|
| 係 数 | α | 0.0140 | |
| | β | 0.3483 | |
| | γ | 0.7227 | |
| 燃料価格 | X | 27,100円 | |
| 基準単価 | 最低料金 | 1契約につき最初の15 キロワット時まで | 2円47銭5厘 |
| | 電力量料金 | 上記をこえる1キロワッ ト時につき | 16銭5厘 |

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

電気需給約款【my でんき版】（九州電力エリア）
【新旧対照表】

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|--|--|
| <p>電気需給約款【my でんき版】（九州電力エリア）</p> | <p>電気需給約款【my でんき版】（九州電力エリア）</p> |
| <p>第1条（適用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2022年11月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) 略</p> <p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】（九州電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合において、<u>電気事業法その他の法令に基づくお客様への供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付については、当該変更をしようとする事項、当社の名称及び住所、契約年月日及び供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものとしたします。ただし、当該変更が法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないものである場合、電気事業法その</u></p> | <p>第1条（適用）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 本約款は、<u>2023年4月1日</u>より実施いたします。</p> <p>(4) 略</p> <p>第2条（本約款の変更）</p> <p>(1) 当社は、次のいずれかに該当する場合、民法第548条の4に基づき、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款【my でんき版】（九州電力エリア）によります。なお、当社は、本約款を変更する際には、その効力発生日を定めた上で、当社のウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により、あらかじめお客様にお知らせいたします。</p> <p>①お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款及びその他の供給条件の変更により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>②法令、条例、規則等の制定又は改廃により、本約款の変更が必要な場合</p> <p>③消費税及び地方消費税の税率が変更された場合</p> <p>④燃料費の高騰等により本約款の変更が必要な場合</p> <p>⑤みなし小売電気事業者（2016年3月31日時点において、電気事業法により一般電気事業者と規定されていた小売電気事業者で、お客様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者をいいます。）の電気料金その他の供給条件についての約款等の変更により、燃料費調整に係る係数等が変更された場合</p> <p>⑥その他当社が必要と判断した場合</p> <p><u>なお、当社は、本約款を変更する場合又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合には、当社が適当と判断した方法によりお客さまにあらかじめお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものとしたします。また、当該約款又は需給契約の変更後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとしたします。</u></p> <p>(2) 当社は、本条の規定により本約款を変更する場合<u>又はお客さまからの申出にもとづき需給契約を変更する場合において、電気事業法その他の法令にもとづくお客さまへの供給条件の説明および書面の交付を行う事項は、変更を行った事項（関係法令等において許容される場合はその概要とし、また、関係法令等において要求される場合は当社の名称および住所、変更年月日ならびに供給地点特定番号を含みます。）のみとしたします。</u></p> |

現 約 款

他の法令に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法その他の法令に基づく書面の交付についてはこれを行わないものいたします。なお、この場合の供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

第5条（契約の申込み）

(1)～(2) (略)

(3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。

(4)～(5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 | |
|---------|-----------------|---|
| 電 灯 需 要 | 従 量 電 灯 | A |
| | | B |
| | | C |
| 動 力 需 要 | 低 圧 電 力 (動 力) | |

第8条（標準プランー従量電灯A及び従量電灯B）

(1) 適用条件

(ア) 従量電灯A

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

(イ) 従量電灯B

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

①契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

②1需要場所において低圧電力（動力）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

新 約 款

第5条（契約の申込み）

(1)～(2) (略)

(3) 契約の期間

契約期間は、需給契約が成立した日から、需給開始日の属する年の翌年の12月31日までといたします。ただし、契約期間満了の1か月前までにいずれの当事者からも需給契約の終了の意思表示がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものいたします。この定めにより需給契約が更新される場合において、電気事業法に基づく供給条件の説明については、更新後の契約期間のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものとし、かつ、同法に基づく書面の交付については、当該更新後の契約期間に関する事項（関係法令等において要求される場合は、当社の名称及び住所、変更年月日及び供給地点特定番号を含みます。）のみを記載すれば足りるものいたします。また、この場合における供給条件の説明については、電磁的方法等当社が適当と判断した方法により、あらかじめお客様にお知らせいたします。なお、需給契約の更新後においても、関係法令等において交付の省略が許容される場合を除き、当社が適当と判断した方法により、電気事業法その他の法令にもとづく書面の交付を行うものとします。

(4)～(5) (略)

第7条（契約種別）

契約種別は、次のとおりといたします。

| 需 要 区 分 | 契 約 種 別 |
|---------|--------------------------|
| 電 灯 需 要 | <u>my標準プランー従量電灯A（九州）</u> |
| | <u>my標準プラン（九州）</u> |
| 動 力 需 要 | <u>my動力プラン（九州）</u> |

第8条（my標準プランー従量電灯A（九州））

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、使用する最大電流（交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下である場合に適用いたします。

現 約 款

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) 標準プランー従量電灯A

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(イ) 標準プランー従量電灯B

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

(ア) 従量電灯A

契約電流は、5アンペアといたします。

(イ) 従量電灯B

新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものといたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 電気料金

電気料金は、最低料金または基本料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（1）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①最低料金 (従量電灯Aの場合)

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 適用 | 最低料金 (税込) |
|---------------------|-----------|
| 1 契約につき最初の7キロワット時まで | 314円79銭 |

②基本料金 (従量電灯Bの場合)

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流 | 基本料金 (税込) |
|--------|-----------|
| 10アンペア | 297円00銭 |
| 15アンペア | 445円50銭 |
| 20アンペア | 594円00銭 |
| 30アンペア | 891円00銭 |

新 約 款

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

(3) 契約電流

契約電流は、5アンペアといたします。

(4) 電気料金

電気料金は、最低料金、電力量料金、第11条（1）によって算定された燃料費調整額 (最低料金にかかる燃料費調整額は、最低料金適用電力量に第11条（1）②によって算定された燃料費調整単価を乗じてえた値といたします。) 及び附則第1条（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(1) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①最低料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 適用 | 最低料金 (税込) |
|---------------------|-----------|
| 1 契約につき最初の7キロワット時まで | 324円19銭 |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量をいいます。

| 適用 | 電力量料金単価 (税込) |
|-------------------------|--------------|
| 最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき | 18円38銭 |

| 現 約 款 | 新 約 款 |
|-------|-------|
|-------|-------|

| | |
|--------|-----------|
| 40アンペア | 1,188円00銭 |
| 50アンペア | 1,485円00銭 |
| 60アンペア | 1,782円00銭 |

③電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。
 なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき、最低料金が適用される電力量をいいます。

(ア) 従量電灯Aの場合

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 適用 | 電力量料金単価 (税込) |
| 最低料金適用電力量を超える1キロワット時につき | 17円45銭 |

(イ) 従量電灯Bの場合

| | |
|------------------------------------|-----------------|
| 適用 | 電力量料金単価 (税込) |
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 17円28銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 22円25銭 |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | 23円97銭 |

第9条 (標準プラン—従量電灯C)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ② 1需要場所において低圧電力(動力)とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

第9条 (my標準プラン(九州))

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、①又は②のいずれか及び③に該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ③ 1需要場所においてmy動力プラン(九州)とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計又は契約容量と契約電力との合計(この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)が50キロワット未満であること。ただし、当社及び送配電会社が認めた場合はこの限りではありません。この場合、送配電会社が、お客様の土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、次のとおりといたします。

(ア) アンペアブレーカー契約の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(イ) (ア) 以外の場合

供給電気方式及び供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルト又は200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上又は送配電会社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

現 約 款

新 約 款

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量 (略)

(5) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約容量 | 基本料金 (税込) |
|---------------|-----------|
| 1キロボルトアンペアにつき | 297円00銭 |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|--------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 17円28銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 22円25銭 |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | 23円97銭 |

す。

(3) 契約電流

新たに電気を使用される場合の契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。ただし、スイッチングの場合は、原則として他の小売電気事業者との需給契約終了時点の契約電流を引き継ぐものとし、再点の場合は、原則としてお客様が電気を使用される前の需要場所における契約電流を引き継ぐものとしたします。

なお、送配電会社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流を超えるおそれがないと認められる場合には、送配電会社は、電流制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。電流制限器の取付場所はお客様から無償で提供していただきます。

(4) 契約負荷設備

契約容量を契約負荷設備の総容量により定める場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(5) 契約容量 (略)

(6) 電気料金

電気料金は、契約電流又は契約容量に応じて、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

①基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| 契約電流又は契約容量 | 基本料金 (税込) |
|---------------|-----------|
| 10アンペア | 315円79銭 |
| 15アンペア | 473円69銭 |
| 20アンペア | 631円58銭 |
| 30アンペア | 947円37銭 |
| 40アンペア | 1,263円16銭 |
| 50アンペア | 1,578円95銭 |
| 60アンペア | 1,894円74銭 |
| 1キロボルトアンペアにつき | 315円79銭 |

②電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

| 従量区分 | 電力量料金単価 (税込) |
|------------------------------------|--------------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 18円21銭 |
| 120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時につき | 23円18銭 |
| 300キロワット時を超える1キロワット時につき | 24円90銭 |

現 約 款

新 約 款

第13条（電気料金の算定）

- (1)～(4) (略)
(5) 日割計算

当社は、上記(4)に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

- (1)～(2) (略)
(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

第13条（電気料金の算定）

- (1)～(4) (略)
(5) 日割計算

当社は、電気料金の算定期間の日数が暦日数に対し、5日を上回り、又は下回る場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則として日割計算の対象となる算定期間の始期が属する月の日数といたします。

①基本料金又は最低料金(以下、総称して「基本料金等」といいます。)は、以下の算式により算定いたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量(ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量(送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。))により算定するものとし、my標準プランー従量電灯A(九州)又はmy標準プラン(九州)の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯A(九州)の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 7\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

(イ) my標準プラン(九州)の場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} \\ - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第14条（支払義務及び支払期日）

- (1)～(2) (略)
(3) 支払方法

電気料金については毎月、工事費負担金等相当額その他についてはその都度、お客様には次のいずれかの方法にて支払っていただきます。なお、支払期日が金融機関の休業日の場合は、支払期日を翌営業日といたします。

①口座振替による場合

お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して電気料金を振り替える方法を希望される場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。この場合、振替日は事前に設定いたします。なお、振替手数料は当社が負担いたします。ただし、お客様の都合により支払期日にお客様の口座から電気料金が引き落とせなかった場合は、当社の指定した金融機関を通じた払い込みにより電気料金をお支払いいただきます。なお、この場合の支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

②クレジットカードによる場合

現 約 款

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただきます。なお、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。

(4) (略)

附 則

第2条 (明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 110円 |
| | 領 収 書 | 165円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770円 |

新 約 款

お客様が当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して電気料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、所定の様式によりあらかじめ当社に通知していただきます。

③初回のお支払いその他の場合

電気需給契約締結後の初回の電気料金のお支払い又は上記①若しくは②による支払いができないときは、当社の指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払っていただくものとし、支払いに要する費用はお客様に負担していただきます。なお、当社は、原則として、別途当社が定める、請求書の発行に係る手数料を申し受けます。当該手数料の金額については、当社が適当と判断した方法によりお知らせするものといたします。

(4) (略)

附 則

第2条 (明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき 〔税込〕 | 明 細 書 | 220円 |
| | 領 収 書 | 275円 |
| | 支 払 証 明 書 | 880円 |

第3条 (2023年4月30日までの特別措置)

2023年4月30日までの間、次のとおりといたします。

(1) 本約款において、「my標準プラン (九州)」及び「my標準プランー従量電灯A (九州) 又はmy標準プラン (九州)」とあるのは、それぞれ「my標準プランー従量電灯B (九州) 及び従量電灯C (九州)」及び「my標準プランー従量電灯」と読み替えるものとします。

(2) 第8条 (4) 柱書括弧書きは適用いたしません。

(3) 第13条 (5) は、次のとおりといたします。

(5) 日割計算

当社は、上記 (4) に定める事由が発生した場合は、次のとおり電気料金を算定いたします。

①基本料金又は最低料金 (以下、総称して「基本料金等」といいます。) は、以下の算式により算定いたします。なお、ここでいう暦日数とは、原則としてお客様の検針期間又は計量期間の始期が属する月の日数といたします。

$$\text{基本料金等} = 1\text{か月の基本料金} \times (\text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数})$$

なお、上記の算定式に適用する日割計算対象日数には、電気の需給開始日、電気の供給の再点日、電気の供給の停止日及び本契約の終了日を含みます。

②電力量料金は、日割計算の対象となる算定期間の使用電力量 (ただし、需給契約を終了する場合、送配電会社から通知される接続供給電力量 (送配電会社が当社に供給する接続供給に係る電気の電力量をいい、以下同じ。)) により算定するものとし、my標準プランー従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合は、次のとおりといたします。なお、この場合の第1段階料金適用電力量又は第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ア) my標準プランー従量電灯A (九州) の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 7\text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

(イ) my標準プランー従量電灯B (九州) 及び従量電灯C (九州) の場合

現 約 款

新 約 款

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 300 \text{キロワット時} \times \text{日割計算対象日数} \div \text{暦日数} - \text{第1段階料金適用電力量}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時を超え300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(4) 第14条(3)③なお書きは適用いたしません。

(5) 附則第2条(明細書等の発行手数料)は、次のとおりといたします。

第2条(明細書等の発行手数料)

当社は、次の書面を発行する場合は、次の発行手数料をお客様にお支払いいただきます。

| | | |
|---------------------|-----------|------|
| 発行手数料各1通につき [税込] | 明 細 書 | 110円 |
| | 領 収 書 | 165円 |
| | 支 払 証 明 書 | 770円 |

別 表

別 表

別表1-2

離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

| 項目 | | 値 |
|------------------------|----|--------|
| 係 数 | α | 1.0000 |
| | β | 0.0000 |
| | γ | 0.0000 |
| 離島燃料価格 | X | 52,500 |
| 離島平均燃料価格の上限値 | — | 78,800 |
| 離島基準単価 (1キロワット時につき) | 低圧 | 3厘 |

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

別表1-2

離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

| 項目 | | 値 |
|------------------------|----|---------|
| 係 数 | α | 1.0000 |
| | β | 0.0000 |
| | γ | 0.0000 |
| 離島燃料価格 | X | 79,300 |
| 離島平均燃料価格の上限値 | — | 119,000 |
| 離島基準単価 (1キロワット時につき) | 低圧 | 3厘 |

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。

以 上